

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	第5回朝霞市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和7年2月6日（木） 午後1時30分から午後2時30分まで
開催場所	市役所別館2階 全員協議会室
出席者及び 欠席者の 職・氏名	○出席委員（16人） ※敬称略 ≪会長≫ 渡辺 淳史 ≪副会長≫ 野本 一幸 ≪被保険者を代表する委員≫ 志鎌 留美子、陶山 宣明、関根 悟、橋本 真貴子 ≪保険医又は保険薬剤師を代表する委員≫ 青柳 徹二、浅野 修、関 昌之、滝澤 義和 ≪公益を代表する委員≫ 飯倉 裕明、遠藤 光博、東山 とも子 ≪被用者保険等保険者を代表する委員≫ 岸 哲也、工藤 敦智、高橋 綾子 ○欠席委員（2人） ≪被保険者を代表する委員≫ 小林 正明 ≪保険医又は保険薬剤師を代表する委員≫ 新保 敦子 ○事務局（6人） ≪こども・健康部長≫ 堤田 俊雄 ≪保険年金課≫ 課長 河田 賢一、課長補佐 平間 雄介、 国民健康保険係長 三浦 純恵、同係主事 増田 耕平、 保健事業係長 岡 裕子
議 題	1 開会 2 議題 （1）会長の選任について ・審議会等の会議の公開に関する指針 ・議事録署名委員指名 （2）会長代理の選任について （3）令和7年度（2025年度）朝霞市国民健康保険特別 会計予算（案）について （4）令和6年度（2024年度）朝霞市国民健康保険特別 会計補正予算（第3号）（案）について （5）その他 ・朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案） について 3 閉会

会 議 資 料	・ 会議次第 ・ 資料 1 令和 7 年度（2025 年度）朝霞市国民健康保険特別会計予算（案） ・ 資料 2 令和 6 年度（2024 年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（案） ・ 資料 3 令和 7 年度国民健康保険事業説明書 ・ 資料 4 朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）	
会議録の作成方針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 会長及び委員 2 人による確認	
傍聴者の数	1 人	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

《会議開催前に、委員改選に伴う委嘱書交付式を開催》

■ 1 開会

○事務局：平間

それでは、ただいまから令和6年度第5回朝霞市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

なお、本日の会議は、委員改選後初めての開催ですので、会長が選任されるまでの間、こども・健康部 堤田部長が仮議長を務めます。

■ 2 議題

（1）会長の選任について

○仮議長：堤田部長

まず、議題（1）会長の選任についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局：河田

会長の選任につきましては、国民健康保険法施行令第4条第1項の規定により、「協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙すること」となっており、この「公益を代表する委員」は5名いらっしゃいますので、この中から選任することとなります。

○仮議長：堤田部長

ただいま、事務局から説明があった会長の選任について、ご意見等ございますか。

○遠藤委員

渡辺委員を会長に推薦いたします。

○仮議長：堤田部長

ただいま、渡辺委員を会長にお願いしたいとのご意見がございましたが、そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

それでは、他にご意見等ありませんので、お諮りいたします。

ただいま、推薦のありました、渡辺委員を会長に指名させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なし》

ご異議なしと認め、渡辺委員を会長に決定いたします。

皆様のご協力により、円滑に議事進行できましたことに対し厚くお礼申し上げ、仮議長の職を解かせていただきます。

ありがとうございました。

○事務局：平間

それでは、渡辺会長から、ごあいさつを頂戴したいと存じます。よろしくお願いいたします。

《渡辺会長あいさつ》

○事務局：平間

ありがとうございました。

続きまして、資料の確認をお願いいたします。資料につきましては、事前に資料を5点、送付させていただいております。

資料1-1、1-2といたしまして、令和7年度（2025年度）朝霞市国民健康保険特別会計予算（案）、こちらはA4の2枚刷りとなっております。

資料2-1、2-2といたしまして、令和6年度（2024年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）、こちらもA4の2枚刷りとなっております。

資料3といたしまして、令和7年度朝霞市国民健康保険事業説明書でございます。

また、本日、追加資料として、机の上に会議次第、朝霞市国民健康保険運営協議会委員名簿、資料4といたしまして、朝霞市国民健康保険税条例（案）を置かせていただきました。

お持ちでない方がいらっしゃいましたら、お声がけください。

○事務局：平間

次に、本日は委員改選後、初めての会議となりますので、ここで委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。

なお、本日、小林委員、新保委員につきましては、所用のため欠席でございます。

それでは、配布させていただきました委員名簿の順に従いまして、被保険者を代表する委員の志鎌委員からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

《各委員あいさつ》

○事務局：平間

ありがとうございました。

続きまして、事務局職員の自己紹介をいたします。

《事務局職員あいさつ》

○事務局：平間

それでは、議事に移ります。

ここで議事進行を渡辺会長をお願いいたしたく、存じます。渡辺会長、よろしくお願いいたします。

・審議会等の会議の公開に関する指針

○渡辺会長

まず、本日の会議は「市政の情報提供及び審議会等の会議の開催・公開に関する指針」の手順に従って、進めてまいります。したがって、会議は原則公開となります。

会議の途中でも傍聴希望者があった場合には、傍聴要領に従って入場していただきますのでご了承ください。

なお、審議の内容が、特定の個人に関する情報を扱う、特に配慮が必要になった場合については、その都度、委員の皆様にお諮りした上で判断してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

・議事録署名委員指名

○渡辺会長

次に、会議録作成のため、会議は電子記録媒体で録音し、会議録は全文記録といたします。

会議録署名委員の指名でございますが、お任せいただいても良いでしょうか。

《異議なし》

○渡辺会長

それでは名簿の順に従いまして、志鎌委員と陶山委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。

（２）会長代理の選任について

○渡辺会長

議題（２）会長代理の選任についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局：河田

会長代理の選任につきましても、会長の選任方法と同様に、「公益を代表する委員」から選出することとなっております。

なお、前例を申し上げますと、会長代理につきましても、会長が指名した委員を選任しております。

○渡辺会長

会長代理の選任につきましては、ただいま事務局から説明があったとおり、前回と同様に取り扱うことで、皆様いかがでしょうか。

《異議なし》

○渡辺会長

異議がないようでございますので、私から指名させていただきたいと思います。

それでは、前回までの協議会に引き続き野本委員を会長代理に指名させていただきますと思いますが、野本委員、よろしいでしょうか。

○野本委員

はい。

○渡辺会長

委員の皆様、よろしいでしょうか。

《異議なし》

○渡辺会長

それでは野本委員を指名いたします。野本委員に、ごあいさつをお願いできますでしょうか。

《野本会長代理あいさつ》

(3) 令和7年度(2025年度)朝霞市国民健康保険特別会計予算(案)について

○渡辺会長

それでは議事に入ります。

議題(3) 令和7年度(2025年度)朝霞市国民健康保険特別会計予算(案)についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

○事務局：三浦

それでは、令和7年度(2025年度)朝霞市国民健康保険特別会計予算(案)について、資料1-1及び1-2に基づきご説明いたします。

こちらは、令和6年度と令和7年度における当初予算を歳入・歳出ごとに比較した表で、中央には、行数を表示しており、説明の際には、行数を申し上げます。

はじめに、皆様、この予算(案)の位置付けについて、ご説明いたします。

本市におきましては、この2月16日に市長選挙が予定されていることから、当初予算につきましては、例年とは異なり、暫定予算あるいは骨格予算に編成して、提出することが見込まれております。

暫定予算とは、令和7年4月から6月までの3か月間に必要となる予定額を計上するもので、骨格予算とは、政策的な経費以外の経常的経費を通年分計上するものです。国民健康保険特別会計につきましては、政策的な経費がないことから、骨格予算となった場合は、資料のとおり全額計上することとなります。

どちらで議案として提出するかは、新市長の考えによることから、現時点においては、暫定予算となるのか骨格予算となるのかは決まっております。

しかしながら、令和7年度予算については、皆様にご審議いただき、ご承認いただく必要がありますので、いずれにも対応できるように、全額計上した資料をお示しさせていただきます。

それでは、歳入の概要につきまして、ご説明いたします。

資料1-1をご覧ください。

はじめに、28行目の右側、国民健康保険事業全体における令和7年度の当初予算額につきましては、106億8,399万8,000円を計上しております。

令和6年度の当初予算額と比較いたしますと、2億3,503万8,000円、2.2パーセントの減となっております。

主な科目につきまして、ご説明いたします。

まず、1行目から12行目の左側、国民健康保険税につきましては、全体といたしまして、27億1,291万6,000円を計上しており、前年度と比較いたしますと、5,218万4,000円、2.0パーセントの増となっております。

積算方法につきましては、令和6年11月末時点の調定額及び収納率の実績、被保険者数の減少幅、税率改正を踏まえまして、保険税の収入見込額を算出し、計上したものでございます。

また、退職分について、令和7年度当初予算から計上しないこととしております。これは、退職者医療制度の廃止により、項目を削除するもので、歳入・歳出それぞれで削除しております。

次に、17行目から19行目の左側、県支出金につきましては、合計といたしまして、70億2,425万8,000円を計上しており、前年度と比較いたしますと、4.9パーセントの減となっております。

なお、普通交付金につきましては、歳出予算の出産育児一時金諸費、葬祭費を除く、医療費として支出する保険給付費の全額を、県に請求することにより、交付金として交付されるものです。

次に、右側1行目から10行目、繰入金につきましては、全体といたしまして、7億

9, 934万9, 000円を計上しており、前年度と比較いたしますと、10.9パーセントの増となっております。

主な理由といたしましては、歳入の不足を補填するものである、9行目の右側、基金繰入金、前年度と比較いたしまして、9, 853万2, 000円を減額する一方、一つ上の8行目、その他繰入金において、1億8, 169万9, 000円を増額することによるものでございます。

なお、財政調整基金の残高の状況につきましては、議題4の令和6年度（2024年度）の補正予算第3号（案）におきまして、9, 710万5, 000円を繰り入れる案としておりますことから、令和6年度末における残高の見込額といたしましては、1, 847万円となるものと予定しております。

また、同じく、9行目の右側、令和7年度の基金繰入金につきましては、財政調整基金からの取り崩しとして、1, 500万円としており、歳出の当該、基金の利子の見込額を1, 000円としておりますことから、本予算における基金の残高の見込額につきましては、347万1, 000円となるものと予定しております。

続きまして、歳出の主な科目につきまして、ご説明いたします。

資料1-2をご覧ください。

まず、6行目から26行目の左側、保険給付費につきましては、医療費としての療養給付費、療養費及び高額療養費等の支出見込額と、出産育児一時金、葬祭費及の支給に伴う支出見込額であり、全体といたしましては、69億2, 420万8, 000円を計上しており、前年度と比較いたしますと、5.1パーセントの減となっております。

積算方法といたしましては、医療費としての療養給付費などにつきましては、過去の実績と令和5年度、及び令和6年度の10月末時点の実績を踏まえまして、支出見込額を算出し、また、出産育児一時金、葬祭費につきましては、過去の実績などを踏まえまして、支出見込額を算出し、計上したものでございます。

なお、25行目の傷病手当金につきましては、令和5年5月7日までの間に、新型コロナウイルス感染症により労務に服することができない者に対し支給するものであったことから、令和7年度予算案には計上しておりません。

次に、1行目から6行目の右側、国民健康保険事業費納付金につきましては、全体といたしまして、34億8, 826万8, 000円を計上しており、前年度と比較いたしますと、4.0パーセントの増となっております。

この事業費納付金につきましては、県全体の保険給付費に公費や市町村の医療費水準などを反映し、市町村ごとに県から示された金額を納付するもので、その示されました事業費納付金額を計上したものでございます。

最後に、資料3をご覧ください。

こちらは、令和7年度の朝霞市国民健康保険の各種事業をまとめたものでございます。国民健康保険事業を実施するに当たり、事業の現状や主な取組みなどを記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上が、令和7年度（2025年度）朝霞市国民健康保険特別会計予算（案）についての、説明でございます。

○渡辺会長

説明が終了いたしました。何かご質問等がありますでしょうか。

ご質問のある方は挙手の上、指名されてから質問をお願いいたします。

関根委員。

○関根委員

令和7年度国保会計当初予算は、令和6年度当初予算と比較して2億3, 503万8, 000円のマイナスとなっておりますが、マイナスになった主な要因について、今説

明がありましたが、もう少し詳しくお願いいたします。

次に、資料３の４ページの財政状況について伺います。法定外繰入金についてですが、令和７年度においては、事業費納付金の増などの影響により、法定外繰入金が増になっています。法定外繰入については、令和８年度までには解消する必要があると思いますが、今後どのように進めていくのか、伺います。

それからもう一つ、財政調整基金残高についてどのようにお考えか、伺います。以上です。

○渡辺会長

河田課長。

○事務局：河田

先ほど資料１－１の右側の８行目のところなのですが、こちらの歳出において、国民健康保険事業費納付金が１億３，４６０万２，０００円増額となることなどにより、歳入が不足することから、歳入のその他繰入金を１億８，１６９万９，０００円増額しております。

一方、歳出の医療費として支出する保険給付費が、令和６年度と比較して３億６，９８４万６，０００円減額することにより、歳入においても、保険給付費に伴う県から交付される普通交付金が３億６，１７５万５，０００円減額となっております。

これらにより、全体として２億３，５０３万８，０００円の減額となっております。

続きまして、令和９年度以降の法定外繰入金につきましては、埼玉県が示した事業費納付金と、それに対応した市町村標準保険税率とする予定であることから、不足が生じることではなく、解消される見込みと考えております。

令和８年度におきましては、税率改正や保健事業の一部の事業を一般会計で実施することなどにより、対応してまいりたいと考えております。

次に、財政調整基金の見込みですけれども、財政調整基金については、大きく減少しておりますが、来年度は可能な限り積み立てができればと考えておりますが、厳しい状況にあると考えております。

○渡辺会長

関根委員。

○関根委員

ありがとうございました。

ご回答いただいた件につきましては、了解いたしました。

それでは予算に関連して、もう何点か質問させていただきます。

まず、令和６年１２月２日から現行の保険証が発行されなくなりましたが、それによる混乱は生じていないのでしょうか。あるとすればどのような状況なのか、またその対策についても伺います。

次に、国民健康保険の制度改正に伴う説明会が今年の１１月に実施されましたが、どのような説明をし、どのような質疑が行われたのか、伺います。

もう一つ、国民の５人に１人が後期高齢者の超高齢化社会を迎えることで、雇用、医療、福祉といった日本経済や社会の広い領域に深刻な影響を及ぼす諸問題、いわゆる２０２５年問題ですが、この２０２５年問題は、朝霞の国保事業にどのような影響を及ぼすのか、おわかりになれば、ご説明願います。

○渡辺会長

河田課長。

○事務局：河田

３点ご質問いただいたうちの１点目からですけれども、保険証の関係ですが、現在の保険証が使えなくなるのか、資格確認書はいつ送付されるのか等の問い合わせはありま

したが、大きな混乱はありませんでした。

2点目の住民説明会につきましては、説明会では、国民健康保険の現状、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）、朝霞市国民健康保険の概要、保険税水準の統一に向けた朝霞市の方針についてご説明させていただきました。

具体的には、現時点で県が示す朝霞市の市町村標準保険税率と朝霞市の現行の保険税率の間に大きな乖離がございましたが、これまで保険税率を低く抑えてきたこと、本市の国保財政の収支は赤字が続いているほか、第3期運営方針を踏まえ、令和9年度までに、賦課方式を4方式から2方式に移行するとともに、令和7年度から段階的に保険税率を改正していく必要があることについて説明をしております。

また、資産割がなくなり、賦課方式が2方式になるとのことだが、他の都道府県でも同様なのかといった質問や、毎年税額が増えるのかといった質問のほか、税額を上げないと起こること、困ることについて、説明してもらえれば納得もしやすくなると思うので、その点での説明をした方がいいとのご意見や保険税の計算ができるシステムあるといいといったご意見がありました。

なお、この保険税の計算システムについては、ホームページ等で、簡易的なものになりますけれども、数字を入れれば計算できるシステムを掲載しております。

続きまして、3点目の超高齢化社会を迎える点につきましては、国民健康保険事業としては、団塊の世代が後期高齢者医療に移行することに伴い、被保険者数の減少は緩やかになるものと考えておりますが、後期高齢者医療の被保険者数の増に伴い、国民健康保険事業費納付金にも影響が生じる可能性があると考えております。

しかしながら、医療費給付分は減額が見込まれる一方、後期高齢者支援金や介護納付金は増が見込まれますが、どのくらいの金額になるかについては、現状では不透明なところがございます。いずれにいたしましても、引き続き国民健康保険制度を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況にあると考えております。

○渡辺会長

関根委員。

○関根委員

ありがとうございました。

ただいまご説明をいただきましたが、資格確認書などにつきましては、使用方法などについて正しく理解してもらえるように今後も丁寧に説明していただくようお願いし、要望いたします。

次に、説明会ではいろいろな意見が出されたようですが、保険税の見直しについて、今後も被保険者への丁寧な説明と、急激な負担増とならないよう、被保険者の立場に立った施策を進めていただくようお願いいたします。

合わせて独自の施策としての支援を今後も積極的に進めていただくようお願いいたします。

また保健事業等の一般会計からの支援の検討も引き続きお願いし、要望いたします。

○渡辺会長

ほかに、質問等ございますか。

《意見なし》

○渡辺会長

質問等ございませんので、お諮りいたします。

令和7年度（2025年度）朝霞市国民健康保険特別会計予算（案）について、諮問

案のとおり答申してよろしいでしょうか。

《異議なし》

○渡辺会長

異議なしと認め、諮問案のとおり答申いたします。

(4) 令和6年度(2024年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)について

○渡辺会長

次に、議題(4) 令和6年度(2024年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局：三浦

それでは、令和6年度(2024年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第3号(案)につきまして、資料2-1及び2-2に基づきご説明いたします。

はじめに、資料2-2の右下27行目、28行目をご覧ください。

今回の補正予算につきましては、補正額といたしまして、219万7,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ110億1,769万2,000円とするものでございます。

それでは、歳入の概要につきまして、ご説明いたします。

資料2-1をご覧ください。

歳入の資料で補正前の額と補正額を比較した表でございます。

はじめに、12行目の左側、国民健康保険税につきましては、1億403万7,000円を減額し、補正後の額を25億5,669万5,000円とするものでございます。

補正の理由といたしましては、一般被保険者の医療分、後期高齢者支援金分、及び介護分の現年度課税分におきまして、本年度の国民健康保険税調定額により見込み、それぞれ計上したところでございます。

次に、15行目から17行目の左側、国庫支出金につきましては、交付決定通知等に基づき、601万5,000円を増額し、補正後の額を601万6,000円とするものでございます。

次に、21行目から24行目の左側、財産収入につきましては、基金の利子といたしまして、10万7,000円を増額し、補正後の額を11万円とするものでございます。

次に、1行目から10行目の右側、繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金など、県からの交付決定通知等に基づく補正のほか、今回の補正予算における歳入歳出の差引額を繰り入れることにより、全体といたしまして、1億11万2,000円を増額し、補正後の額を8億4,698万3,000円とするものでございます。

歳入の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出の概要につきまして、ご説明いたします。

資料2-2をご覧ください。

まず、12行目の右側、基金積立金につきましては、基金の利子を、10万7,000円増額し、補正後の額を7,055万4,000円とするものでございます。

最後に、21行目の右側、一般会計繰出金につきましては、昨年8月に補正予算第1

号として、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る電算システム改造費として、一般会計から事務費繰入金として計上したものを、国庫補助金として特別会計で歳入したことから、一般会計に繰り戻すため、２０９万円を増額し、補正後の額を２１５万９，０００円とするものでございます。

以上が、令和６年度（２０２４年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第３号（案）についての、説明でございます。

○渡辺会長

説明が終了しましたが、何かご質問等がありますでしょうか。

関根委員。

○関根委員

ただいまご説明いただきましたので、要望だけさせていただきます。

補正予算案についてですが、この補正予算、予算案を見た限り問題なく編成されるとされていると思っています。

また、療養費の補正は季節要因なども加わることから、不確実な要素も考慮し、先を読みながらの作業により最終的な見込みを計上していくのではないかと思います。

従いまして、この補正予算の成立後も、予算に沿って慎重に業務を遂行していただくことをお願いし、要望とさせていただきます。以上です。

○渡辺会長

他に質問等ございますか。

＜意見なし＞

○渡辺会長

質問等ございませんのでお諮りいたします。

令和６年度（２０２４年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）（案）について、諮問案のとおり答申してよろしいでしょうか。

＜異議なし＞

○渡辺会長

ご異議なしと認め、諮問案のとおり答申いたします。

（５）その他

○渡辺会長

次に、議題（５）その他となります。

ここからは、諮問案件ではございませんので、ご質問やご意見をいただければと思います。

事務局から報告など何かあれば、お願いします。

三浦係長。

○事務局：三浦

資料４をご覧ください。

現在、令和７年度税制改正において、国民健康保険に係る低所得者の保険税軽減措置が拡充されることが予定されており、被保険者に係る負担軽減措置を円滑に実施するため、国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次の議会に提出する予定があります。

例年ですと、３月議会が終了した時期の３月末に、法律が制定されるため、本審議会や議会に諮る暇がないことから、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処

分としております。

今回につきましては、市長選挙が予定されており、議会が3月から4月に実施されることが見込まれていることから、議案として、議会に諮ることができるものと考えております。

なお、税制大綱に示されている内容といたしましては、低所得者における保険税軽減の判定基準となる所得基準額を引き上げる措置で、被保険者数に乗すべき金額を5割軽減の対象となる被保険者については、29万5,000円から30万5,000円に引き上げ、2割軽減の対象となる被保険者については、54万5,000円から56万円に引き上げるものです。

次の連絡事項でございますが、次回の運営協議会は、5月に開催することを予定しております。

以上で、事務局からの連絡を終了します。

○渡辺会長

事務局から報告ありましたけれども、何かご意見等ございますか。

浅野委員。

○浅野委員

資料3の5ページ表6の滞納繰越分について、朝霞市の収納率は、毎年改善傾向にあるけれども、県内他市町村の平均と比較すると未だ十分ではないと考えますが、最近の滞納理由はどのようなものがあるのでしょうか。

また、私は、産業医や学校医もやっていますが、朝霞市には、こどもが非常に多いと感じます。様々な原因もあるのですが、朝霞市に急行が止まるようになった影響もあると思います。朝霞市については、学生やこどもたちの数が減っていません。

7ページ表10の出産育児一時金について、件数が令和6年に比べて令和7年度は2倍になっています。これは、若年層の世帯の増加を見込んでいるのか、実際に増えているのかを教えてください。

それから、我々は医師会として、人間ドックを含めて、様々な検診をやっていますが、こういった検診を受けた人については、病気となるリスクが少ないというのが現状にありますので、今年も医師会として、特定健診などの様々な検診については積極的に協力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○渡辺会長

三浦係長。

○事務局：三浦

それでは、1点目の収納率、県市町村の平均よりも朝霞市は低いのではないかとこの点につきましてですけれども、収納率向上の取組として保険年金課と収納を取り扱っている収納課で連携して取り組んでいるところです。

また、令和6年度から国民健康保険税の支払いについては原則口座振替を始めたところでして、通常ですと、納付書払いなどありますが、できるだけ口座引き落としとして、なるべく支払いが遅れたりすることがないように取り組んでおります。

そのほかにも、ペイジー口座振替受付サービスを中心とした振替の推奨や、コンビニエンスストアにおける収納ですとか、スマホ決済、クレジットカードによる納付を可能とするなど、納税者も納付しやすい環境整備を行ってきたところでございます。

既に滞納してしまっている方については、督促・催告など適切に取り組んでおりますが、新たな滞納者を発生させないことというところを目的として、主に未納者に対して納税コールセンターから納付の呼びかけを行っているほか、休日納税相談や、夜間納税相談などの相談機会の充実を図っており、これらの取組もあって、収納率についてはだんだんと今、上がってきている状況にございます。今後におきましても収納課と保険年

金課で取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の出産育児一時金の、令和6年度の41件と、令和7年度の80件の差につきましては、令和6年度の41件は、12月末現在までで申請があった数を実績として載せております。令和7年度につきましては、10月時点における実績をもとに見込値としまして、80件と倍近い数になっておりますが、実績と見込値というところの違いがございます。以上です。

■3 閉会

○渡辺会長

ほかに何かございますか。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第5回朝霞市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。

スムーズな進行にご協力いただきましてありがとうございました。

(了)